

**認知症高齢者等を対象とした GPS サービス運用業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領**

1 案件名称

認知症高齢者等を対象とした GPS サービス運用業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業概要

認知症高齢者等を対象とした GPS サービス（以下、「本事業」という）は、神戸市認知症と診断された者による事故に関する救済制度（以下、「事故救済制度」という）の一部として、認知症と診断された人に対し、GPS 端末を貸し出すとともに、その一部費用を市が負担する事業である。

(2) 業務内容

認知症高齢者等を対象とした GPS サービスに関する運用業務
（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

仕様書のとおり

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 日本国内に本店、または支店・営業所等を有していること
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール

(1) 公募開始

令和 7 年 2 月 25 日（火曜）

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (2) 参加申請関係書類および質問書提出期限 | 令和7年3月10日(月曜) |
| (3) 参加資格決定通知および質問に対する回答 | 令和7年3月17日(月曜) |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和7年4月9日(水曜) |
| (5) 選定結果通知 | 令和7年4月16日(水曜) 予定 |
| (6) 事業開始 | 令和7年7月1日(火曜) 予定 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き
- ア 受付期間 令和7年3月10日(月曜) 午後5時00分まで
 - イ 提出書類 参加申請書
 - ウ 提出方法 上記を「9 提出先、問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。※提出後に電話による到着確認を行うこと。
 - エ 公募型プロポーザル方式参加資格は提出された書類により審査し、令和7年3月17日に公募型プロポーザル方式参加資格審査通知書により通知します。
- (2) 質問の受付
- ア 受付期間 令和7年3月10日(月曜) 午後5時00分まで
 - イ 提出方法 別紙「質問票」に記載し、「9 提出先、問い合わせ先」までEメールにより提出すること。※提出後に電話による到着確認を行うこと。
 - ウ 回答は参加資格があると認定された者すべてに対し、令和7年3月17日(月曜)にEメールにより回答する。
- (3) 企画提案書の提出
- ア 目次及びページ番号を付すること。
 - イ 文字のフォントサイズは原則11ポイント以上を使用すること。
 - ウ 正本には、表紙に『認知症高齢者等を対象としたGPSサービス委託提案募集 企画提案書(AもしくはB)』、提出年月日、法人名、代表者の役職・氏名・法人の所在地、担当者の職・氏名、電話番号、Eメールアドレスを記載すること。副本には、法人の名称が推測されるような記載や用紙の使用はしないこと。
 - エ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - ①本業務に対する考え方、実施方針
 - ②提案のセールスポイント
 - ③本業務の実施方法、手法等
 - ④本業務にかかる実施体制
 - ⑤類似業務実績
 - ⑥本事業の利用開始に伴う契約事務手数料および月額利用料、非常時のかけつけサービスの利用料(ある場合)
 - オ 提出期限 令和7年4月9日(水曜) 午後5時00分まで
 - カ 提出方法 正本及び副本を作成し、PDFデータをEメールにより提出すること。※提出後に電話による到着確認を行うこと。

7 選定に関する事項

- (1) 評価基準
- 審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。
- ア 業務目的および業務内容の理解度【20点】
 - イ GPS 端末・サービスの有効性【30点】
 - ウ サポート体制の充実度【20点】
 - エ 類似業務実績の豊富さ【10点】
 - オ 地元企業に対する加点【10点】
 - カ 費用(利用料等)の妥当性【10点】

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行い、選定委員の評価の平均点が一定基準（60点）以上の提案者のうち、得点が高いものから順に A・B それぞれ 1 者以上、合計 2 者以上選定する。評価が一定基準（60点）以上の提案者がいない場合には、この限りではない。
- ウ 各選定委員の採点の総得点により順位を決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、全ての参加者に通知し、また、神戸市ホームページに掲載する。神戸市ホームページには、委託予定先事業者名と総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 当該募集は令和 7 年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。

9 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

神戸市福祉局高齢福祉課

電話番号：078-322-5259

メールアドレス：ninchisho@city.kobe.lg.jp